独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1　競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の 100 分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2　第１に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区　　分	種　　類	価　　値
ア	国債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3　競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、出納命令役に納付しなければならない。

第4　競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法

律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、出納命令役に納付しなければならない。

第5　競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第４に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、出納命令役に納付しなければならない。

第6　競争参加者は、第３から第５までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第7　競争参加者は、保険会社との間に振興会を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を出納命令役に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第8　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の振興会帰属）

第9　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、振興会に帰属するものとする。

（入札）

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札辞退）

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

（1） 入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送（入札

執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。

（2） 開札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

２　入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

（入札書の提出）

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にあっては、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

２　提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であって、契約担当役においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当役あての親展で提出しなければならない。（注：〔　〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（競争入札の延期又は廃止）

第20 契約担当役は、競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

（無効の入札）

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

(1)　一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
(2)　指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
(3)　競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
(4)　競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
(5)　代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
(6)　競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
(7)　入札金額の記載が不明確な入札書
(8)　入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
(9)　納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
(10)　入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
(11)　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
(12)　その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。これらに加え物品の製造、物品の販売又は役務の提供等の競争契約に係るものについては、全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）、建設工事の競争契約に係るものについては、文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）を提出しなければならない。独立行政法人日本芸術文化振興会一般

競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）も有効である。なお、上記の通知書（写）の提出は一般競争の場合に限り、指名競争の場合は不要である。

第26 競争参加者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

（落札者の決定）

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約担当役の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当役が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当役から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当役が合理的と認める期間）に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第 35 に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（請書等の提出）

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約担当役に提出しなければならない。ただし、契約担当役がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（契約保証金の納付等）

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付するべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、出納命令役に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、出納命令役に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に振興会を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を出納命令役に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を出納命令役に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、出納命令役が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

（契約保証金の振興会帰属）

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、振興会に帰属するものとする。

（契約保証金の還付）

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

（異議の申立）

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

文部科学省発注工事請負等契約規則（文部科学省訓令第 22 号　平成 13 年 1 月 6 日）

別記第２号

製造請負契約基準

この基準は、製造に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第１　発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計図書（図面及び仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の製造を契約書記載の納期内に完成し、製造目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　製造の実施方法等製造目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「製造方法等」という。）については、契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

（製造の施行の調整）

第２　発注者は、受注者の施行する製造及び発注者の発注に係る第三者の施行する製造が施行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う製造の円滑な施行に協力しなければならない。

（製造費内訳書の提出）

第３　受注者は、この契約締結後１５日以内に設計図書に基づいて、製造費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に内訳書の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。

２　内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第４　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、請負の目的物及び第２２第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第５　受注者は、製造の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する製造物の製造を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第６　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第７　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている製造材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造材料、製造方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第８　発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、請負の目的物の所在する場所へ派遣して製造の施行について監督をさせることができる。

２　発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

３　監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、設計図書に基づく工程の管理、立会い、製造の施行状況の検査又は製造材料の試験若しくは検査（確認を含む。）の権限を有する。

４　発注者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

５　発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（履行報告）

第９　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（製造材料の品質）

第 10　製造材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

（支給材料及び貸与品）

第 11　発注者が受注者に支給する製造材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する製造機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは製造実施期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、設計図書に定めるところにより、製造の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、発

注者の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

第 12　受注者は、製造の施行部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造又は使用材料の取替えを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは製造実施期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 13　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは製造実施期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（製造の中止）

第 14　発注者は、必要があると認めるときは、製造の中止内容を受注者に通知して、製造の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により製造の施行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、製造実施期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が製造の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による完納期限の延長）

第 15　受注者は、天候の不良、第２の規定に基づく関連製造の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により完納期限までに給付を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に完納期限の延長変更を請求することができる。

（発注者の請求による完納期限の短縮等）

第 16　発注者は、特別の理由により完納期限を短縮する必要があるときは、完納期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、契約書及びこの契約基準の他の条項の規定により製造実施期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する製造実施期間について、通常必要とされる製造実施期間に満たない製造実施期間への変更を請求することができる。

３　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（完納期限の変更方法）

第 17　完納期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が完納期限の変更事由が生じた日（第１５の場合にあっては、発注者が完納期限変更の請求を受けた日、第１６の場合にあっては、受注者が

完納期限変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 18　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議をして定める。

（一般的損害）

第 19　請負の目的物の引渡し前に、当該目的物又は製造材料について生じた損害その他製造の施行に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（検査及び引渡し）

第 20　受注者は、製造が完成したときは、その旨を製造完成通知書により発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、当該製造の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、請負の目的物を最小限度の破損、分解又は試験により検査をすることができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　受注者は、第２項の検査に合格したときは、発注者に対し、請負の目的物の引渡しをしなければならない。

５　受注者は、第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなし、前４項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第 21　受注者は、第２０第２項の検査に合格したときは、製造請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により第２０第２項の期間内に検査をしないとき

は、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第 22　受注者は、製造の完成前に、性質上可分の完済部分については当該完済部分に相応する請負代金相当額の全額について、性質上不可分の出来形部分については当該出来形部分に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について、それぞれ次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る完済部分又は出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１０日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、完済部分又は出来形部分を最小限度の破壊、分解又は試験して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、製造請負代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、性質上可分の完済部分については第３項に規定する検査において確認した完済部分に相応する請負代金相当額の全額とし、性質上不可分の出来形部分については次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×９／１０

７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（瑕疵担保）

第 23　発注者は、請負の目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して目的物の引渡しを受けた日から１年以内にその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　発注者は、請負の目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

３　発注者は、請負の目的物が第１項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、同項に定め

る期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から６月以内に同項の権利を行使しなければならない。

４　第１項の規定は、請負の目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 24　受注者の責めに帰すべき事由により完納期限内に給付を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第２１第２項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 24 の２　受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

（２）公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（３）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７

条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。

（２）前項第１号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第３号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）前項第２号に規定する通知に係る事件において、受注者が違反行為の首謀者であることが明かになったとき。

３　受注者は、契約の履行を理由として第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

５　受注者はこの契約に関して、第１項又は第２項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（契約保証金）

第 25　受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

２　受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国庫に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第 26　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。

（２）その責めに帰すべき事由により完納期限内又は完納期限経過後相当の期間内に給付を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）第２８第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（５）受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第 27　発注者は、給付が完了するまでの間は、第２６第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、製造の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

３　第２０第２項後段の規定は、前項の検査について準用する。

４　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 28　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）発注者がこの契約に違反し、その違反により給付を完了することが不可能となったとき。

（２）天災その他避けることの出来ない理由により、給付を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

２　第２７第２項から第４項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（解除に伴う措置）

第 29　発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検

査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度の破損、分解又は試験をして検査することができる。

2　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　第３項前段及び第４項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第２６の規定によるときは発注者が定め、第２７又は第２８の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金等の徴収）

第 30　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年５パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年５パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（補則）

第 31　この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

入札の参加にあたって

独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部契約課契約係

当振興会の入札（一般競争入札、指名競争入札）への参加にあたって、守っていただかなければならない事項については、それぞれの案件における入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書に記載されている通りなのですが、特に入札執行や契約書取交しを円滑に行うために守っていただきたい部分について、以下の通りご説明申し上げます。今回の入札に参加される方におかれましては、お渡しする書類のほか、こちらも良くお読みください。

（囲みの文章の最後の括弧内は、競争入札参加者注意書の条文番号です）

お渡しする入札説明書や仕様書、図面等を良くお読みになり、考えられるすべての費用を計上してください。入札が執行された後は、どのような疑義も受け付けられませんので、内容が不明な点があったら質問をお願いいたします。（第10、第47）

見積にあたり、どの部分を含めるのか、それとも含めないのか、不明な点がある場合は、質問をお願いいたします。但し、仕様に関する質問については文書のみの取扱いとなりますので、ご注意ください。また、質問期限もそれぞれ定めていますので、厳守してください。

入札に参加される他の方とは、入札に関することについてはすべてにおいて相談等してはいけません。また、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律：昭和22年法律第54号）に抵触するような行為は一切行ってはいけません。（第11、第14第2項）

相談等といった直接判別できる行為だけではなく、そのような疑いを持たれる一切の行為を禁止しております。振興会では、それらが判明した時点で公正取引委員会に通報いたします。事情聴取を行い、関係書類を公正取引委員会に提出することもあります。また、それらの結果、談合の事実があったと認められた段階で、当該入札は延期若しくは廃止いたします。

これは、入札執行後においても同様です。

なお、談合の事実があったと認められたことにより、入札が延期若しくは廃止となった場合、当該談合に関わった方は、その日より2年間、振興会の一般競争には参加できません。（会計規程第17条第1項第2号）

入札書や委任状は、お渡しする書式のうちどれを使うのか良くご検討をお願いいたします。また、記入の際は、記載漏れや記載ミス等の一切ないようにお願いいたします。（第21）

入札にあたって、振興会から入札書及び委任状の書式をそれぞれ3種類お渡ししております。①代表者ご本人が入札に参加される場合、②代表者から入札について委任された方が参加される場合、③代表者から支店の代表者等に契約関係について委任されたうえで、支店の代表者等から入札について委任された方が参加される場合に分かれますので、それぞれに応じた書式を用意しておりますので、それらをご使用ください。

よく見られるのは、復代理人の方が入札に参加される場合（上記の③の場合）の入札書や委任状の書き

間違いです。復代理人の方が使用する入札書は、代表者と復代理人を記載するようになっていますが、代表者の欄に代表者ではなく代理人（この「代理人」は、支店の代表者等を指します）のお名前を書いてしまうミスが頻発しています。

また、法人登記上の住所と現住所が違うことから、登記上存在しない住所が本社として記載されていることがありますが、振興会では、あくまでも登記上の住所やお名前で本人確認をいたしますので、やむを得ない事情で登記上の住所やお名前と違う場合は、それらを証明する書類をご持参ください。

さらに、お渡しする様式以外をお使いになる場合は、特に件名についてはお間違いのないようにお願いいたします。

入札執行の時刻は厳守です。遅刻は一切許されません。（第23、第24）

当振興会の入札の執行は、入札公告や入札説明書で示された時刻を厳守しております。遅刻された場合、入札執行の場所に入ることは許されません（当振興会の入札執行者が入札執行の宣言を行った後は、すべての方の新たな入室をお断りしております）。そのようなことがないように、入札会場へは余裕を持ってお越しください。

なお、職員がいない状態での入札執行場所への立ち入りはご遠慮ください。

振興会では、一度目の入札で落札者がいない場合は、特別な場合を除いて、再度入札を繰り返して落札者を決定いたします。（第33）

参加される方の印鑑（代理人欄の印鑑と同じものとなります。代表者が自ら参加される場合は代表者の印鑑となります）を必ずお持ちください。入札が複数回に及ぶ場合に必要ですし、入札参加者名簿の記載にあたっても必要になります。

落札者となった場合は、落札決定の日から7日以内（土曜日や日曜日、祝日も含みます）に契約書の取交しを行わなければなりません。7日以内に取交しができなかった場合は落札の決定を取り消します。（第35、36）

振興会内では、一部の業務を除いて、契約課のみが発注の権限を有しています。契約課では、契約書の取交しが完了した後でなければ発注行為はいたしませんので、作業に取り掛かっていただくのは必然的に契約書取交後となります。業務に早期に取り掛かれますよう、迅速な契約書の取交しをお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により、7日を超えてしまいそうな場合は、至急ご連絡ください。

特に連絡もなく7日を超えた場合は、直ちに落札の決定を取り消し、次順位の方と契約の交渉をいたします（予定価格の範囲内の方がいらっしゃらない場合は、再度公告入札等、適宜の方法に移行することになります）。その際、落札の決定を取り消された方は、取り消された原因となる行為を行った日から2年の間、当振興会の一般競争に参加できません（振興会会計規程第17条第1項第3号）。

入札説明書等で引用されている条文

独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部契約課契約係

【会　計　規　程】

（一般競争に参加させることができない者）

第16条　契約担当役は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第17条　契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1)契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。

(2)公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(3)落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(4)監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(5)正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(6)前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

2　契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（契約保証金）

第26条　契約担当役は、契約を締結する者から契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、別に定める場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

2　前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

【会計規程実施細則】

（予定価格の作成）

第5条　契約担当役（分任契約担当役及び代理役を含む。以下「契約担当役」という。）は、その調達に付する事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を定め、その予定価格を記載した書面を作成しなければならない。

2　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（無効の入札書）

第16条　契約担当役は、入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効として処理しなければならない。

⑴　一般競争入札の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

⑵　指名競争入札の場合において、指名していない者の提出した入札書

⑶　次に掲げるアからエまでの事項の記載又は押印のない入札書

ア　入札金額

イ　請負に付される工事もしくは製造名、供給物品名又は件名

ウ　競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合はその名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）

エ　代理人が入札する場合は、競争参加者の氏名又は名称もしくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

⑷　請負に付される工事もしくは製造名、供給物品名又は件名に重大な誤りのある入札書

⑸　入札金額の記載が不明確な入札書

⑹　入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書

⑺　納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の5に達しない場合の当該入札書

⑻　競争参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書

⑼　公告又は公示及び指名通知において示した入札の最終日時までに入札箱に投入しなかった入札書

⑽　その他入札に関する条件に違反した入札書

2　契約担当役は、あらかじめ競争参加者に前項各号の一に該当する入札書があったときは、無効のものとしてこれを処理することを知らせておかなければならない。